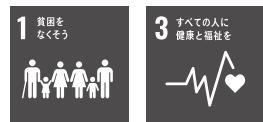


基本目標 ③ 一人ひとりの困りごとを助け合おう

1 生活の困りごとを助け合おう



住民による助け合い活動は、家事や介護・育児などの困りごとを、住民同士がお互いに力を出し合い、解決を図るものであります。

住民による助け合い活動には、隣近所の人間関係による自然な助け合いから、見守り活動などにより発見された困りごとに福祉協力員やニーズ対応員が取り組む日常簡易な助け合い活動（ふれあいネットワーク活動）、配食サービスや買い物支援（移動販売やふれあい市場）といったしくみを持った助け合いまで様々なかたちがあります。

また、住民による助け合い活動のしくみをつくり、困りごとと地域の活動を円滑にマッチングする地域生活支援相談員を配置している校(地)区社協もあります。

そのほか、シルバーひまわりサービス（高齢者の送迎）など、北九州市社協がしくみをつくり、市民の参加により市域・区域で実施している助け合い活動もあります。

見守り・話し合い活動で把握した様々な困りごとに対応するためには、公的サービスに加えて、住民による助け合い活動が必要です。そのため、隣近所の人間関係などによる自然な助け合いを原点に、ふれあいネットワーク活動の助け合いのしくみの充実を図るとともに、住民や関係機関・団体と協働した助け合い活動の充実を図ります。

地域において目指すこと	
地域住民	<input type="radio"/> 住民による助け合い活動の周知や協力、参加
校(地)区社協	<input type="radio"/> ふれあいネットワーク活動の助け合いのしくみの充実 <input type="radio"/> 校(地)区の課題に応じた助け合い活動のしくみづくり 例)ニーズ対応員の拡充やおたすけ隊の立ち上げ 朝市の開催や移動販売等による買い物支援など <input type="radio"/> 地域生活支援相談員の配置
地域団体 ・自治会・民児協 ・老人クラブ ・婦人会など	<input type="radio"/> 助け合い活動のしくみづくりへの協力及び理解促進 <input type="radio"/> 助け合い活動の担い手としての協力
社会福祉施設 ・事業所	<input type="radio"/> 施設の専門性や機能を活かした助け合い活動への協力 例)専門性を持った人の助け合い活動への参加 バスや会場の提供 等
NPO・ボランティア団体 企業	<input type="radio"/> 住民による助け合い活動への参加、協力

「北九州市の地域福祉
2021～2025」
の関連項目

◆ 地域の課題を自分たちで把握し、解決することができる環境の整備

助け合いのしくみの充実

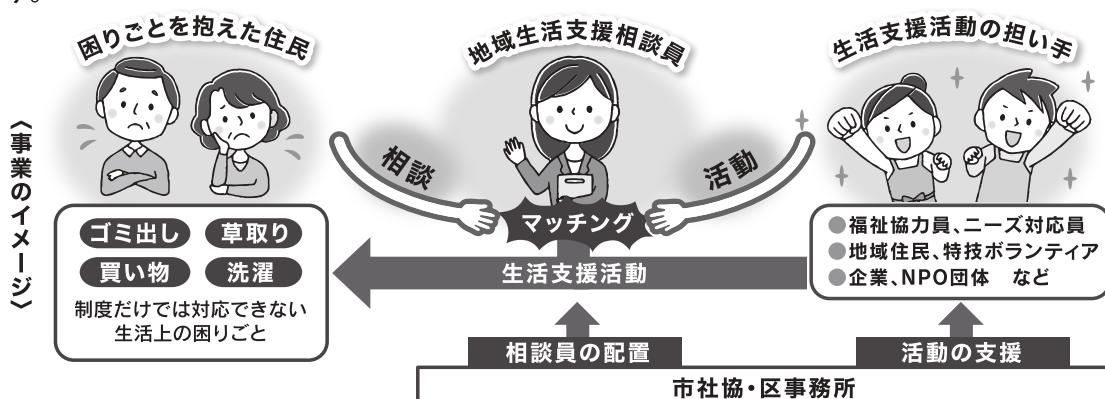
北九州市社協の主な取り組み	
地域支援課	<ul style="list-style-type: none"> ● 助け合い活動の支援 ● 地域生活支援活動推進事業の実施
北九州市ボランティア・市民活動センター（活動推進課）	<ul style="list-style-type: none"> ● シルバーひまわりサービス（送迎）の実施 ● 腕自慢おまかせサービスの実施
区社協（区事務所）	<ul style="list-style-type: none"> ● 助け合い活動の支援 ● 地域生活支援相談員と連携した助け合い活動の充実 ● シルバーひまわりサービス（送迎）の実施 ● 腕自慢おまかせサービスの実施
北九州市社会福祉ボランティア大学校（研修課）	<ul style="list-style-type: none"> ● 研修を通じた生活支援ボランティアの養成 例) 腕自慢ボランティア養成講座、ふくしのまちづくり講座

◆「地域生活支援活動推進事業」

地域生活支援活動推進事業は、校（地）区社協ごとの地域活動の拠点となる場（市民センター、公民館など）に市社協が「地域生活支援相談員」を配置する事業です。

地域生活支援相談員は困りごとを抱えた住民と地域の活動者をマッチングし、地域の助け合い活動が円滑に進めることができるように手伝いをします。

本事業を通して、校（地）区社協等の助け合い活動のしくみづくりを促進していきます。



基本目標 ③ 一人ひとりの困りごとを助け合おう

2 ボランティア・市民活動をすすめよう



ボランティア・市民活動を取り巻く環境に影響を与えていたる主な要素として、

- ①地域の生活課題、個人や家族の福祉ニーズが多様化・複雑化・深刻化してきている
 - ②災害が多発し、被災者支援に対する国民の意識と参加が高まっている
 - ③ボランティア・市民活動に参加する対象が、子どもから高齢者、ボランティアから企業まで拡大してきている
 - ④介護保険制度や生活困窮者自立支援制度等、国の制度の見直しに伴ってボランティア・市民活動に注目が集まっている
- という4点に整理されます。（「市区町村社会福祉協議会ボランティア・市民活動センター強化方策2015」より抜粋）

こうした背景の中、様々な課題を解決するボランティア・市民活動を推進することが期待されています。

また、ボランティア活動の4原則（「自発性」「社会性」「先駆性」「無償性・互酬性」）の枠にとどまらない「市民活動」や「住民参加型福祉サービス」、「コミュニティビジネス」等、多様な主体同士の連携を進めることで、解決できる課題も広がると考えます。

地域共生社会の実現に向けては、ボランティア・市民活動に参加する対象を限定することなく、「当事者」である人の参加を得て進めることも大切です。誰もがボランティア活動を通じて、地域や社会に参加することができるという確信を、活動を推進する私たち自身が持つ必要があります。

地域において目指すこと	
地域住民	<input type="radio"/> ボランティア・市民活動への参加
校(地)区社協	<input type="radio"/> ふれあいネットワーク活動での助け合いのしくみの推進 <input type="radio"/> 住民参加型福祉サービスへの理解と協力、情報共有
地域団体 ・自治会・民児協 ・老人クラブ ・婦人会など	<input type="radio"/> 助け合い活動への協力 <input type="radio"/> 住民参加型福祉サービスへの理解と協力、情報共有
当事者団体	<input type="radio"/> 各主体との情報共有 <input type="radio"/> ボランティア・市民活動への参加
社会福祉施設・事業所	<input type="radio"/> 従事者等へのボランティア活動に対する理解促進
企 業	<input type="radio"/> ボランティア・市民活動ネットワークへの参加
NPO・ボランティア団体	<input type="radio"/> ボランティア・市民活動ネットワークへの参加

「北九州市の地域福祉
2021～2025」
の関連項目

- ◆ 地域での活動を始めたい人を後押しする環境づくり
- ◆ 地域での活動を続けることができる環境づくり

助け合いのしくみの充実

北九州市社協の主な取り組み	
区社協（区事務所）	<ul style="list-style-type: none">● ボランティア活動のコーディネート● 校（地）区社協等の助け合い活動の支援● 地域支援コーディネーター等によるニーズの把握● 実施事業に参加するボランティア活動者の拡大● 福祉教育及びボランティア啓発事業の実施● 区域のボランティア・市民活動団体のネットワーク構築
北九州市ボランティア・市民活動センター（活動推進課）	<ul style="list-style-type: none">● 実施事業に参加するボランティア活動者の拡大● 福祉教育及びボランティア啓発事業の実施● ボランティア・市民活動ネットワークの構築● ボランティアコーディネーターの育成● 当事者参加によるボランティア活動の推進
北九州市社会福祉ボランティア大学校（研修課）	<ul style="list-style-type: none">● 新たなボランティア・市民活動の担い手養成講座の実施● テーマ型ボランティア・市民活動者育成の実施● ボランティア・市民活動支援者育成の実施

◆「住民参加型福祉サービス」

福祉の中心が「施設」から「在宅」へ移行する中で、日々の生活を支えるボランティア活動が求められるようになりました。サービスの受け手側の「お礼をしないと気が済まない」という思いと、「お礼を受け取ってはボランティア活動ではない」というボランティア活動者の思いを受けて、1980年代後半に「住民参加型福祉サービス」という整理がなされました。具体的には、①有料・有償であるがボランティア精神がもとめられること、②住民が担い手であり、受け手であること、③利益を住民・地域に還元する活動であること、④コミュニティづくりを志向する活動であること、⑤公的サービスではできないサービスを供給できること、とされています。

◆「当事者団体」

高齢者や障害のある人、介護者の他、何らかの生活課題を抱えた当事者の仲間づくりや情報交換、課題解決や改善に向けた活動に取り組む団体です。

◆「ボランティア・市民活動ネットワーク」

地域生活課題の解決に向けて、分野に特定されることなく、多様なボランタリー活動が共に取り組んでいく協働の場を、市域・区域にて展開します。

基本目標 ③ 一人ひとりの困りごとを助け合おう

3 安心な暮らしを守ろう（権利擁護）



認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人の安心な暮らしを守るために地域における権利擁護（判断能力が不十分な人の権利を守り、その人が安心して自分らしく生活が送れるように支援すること）の推進を図ります。

判断能力が不十分な
人たちの困りごとに
「気づく」地域

困っている人に
気づいたら
「つなぐ」地域

判断能力が
不十分な人たちを
「見守る」地域

権利擁護の推進にあたっては、地域住民や社会福祉施設・事業所等と連携しながら、利用者を中心とした見守りのネットワークをつくります。

また、成年後見制度の利用が必要な場合は、専門職団体や北九州成年後見センター、家庭裁判所とも連携し、利用申し立てや成年後見人等の選任が円滑に進むよう支援します。

地域において目指すこと	
地域住民	<input type="radio"/> 知的、精神障害のある人の支援（権利擁護）についての学びの場づくり
校（地）区社協	<input type="radio"/> 判断能力が不十分な人への見守り活動の実施
地域団体 ・自治会・民児協 ・老人クラブ ・婦人会 など	<input type="radio"/> 判断能力が不十分な人の困りごとの把握と適切なつなぎ
社会福祉施設 ・事業所	<input type="radio"/> 知的、精神障害のある人の支援（権利擁護）についての学びの場づくり <input type="radio"/> 本人、家族からの相談対応 <input type="radio"/> 福祉サービス等の利用援助 <input type="radio"/> 行政や専門職・機関との支援のネットワークづくり
専門職団体 ・弁護士会 ・司法書士会 ・社会福祉士会	<input type="radio"/> 法律や福祉の専門性を活かした相談・支援 <input type="radio"/> 専門的な視点から助言・支援 <input type="radio"/> 権利擁護の担い手の養成・育成 <input type="radio"/> 行政や関係機関、家庭裁判所との連携

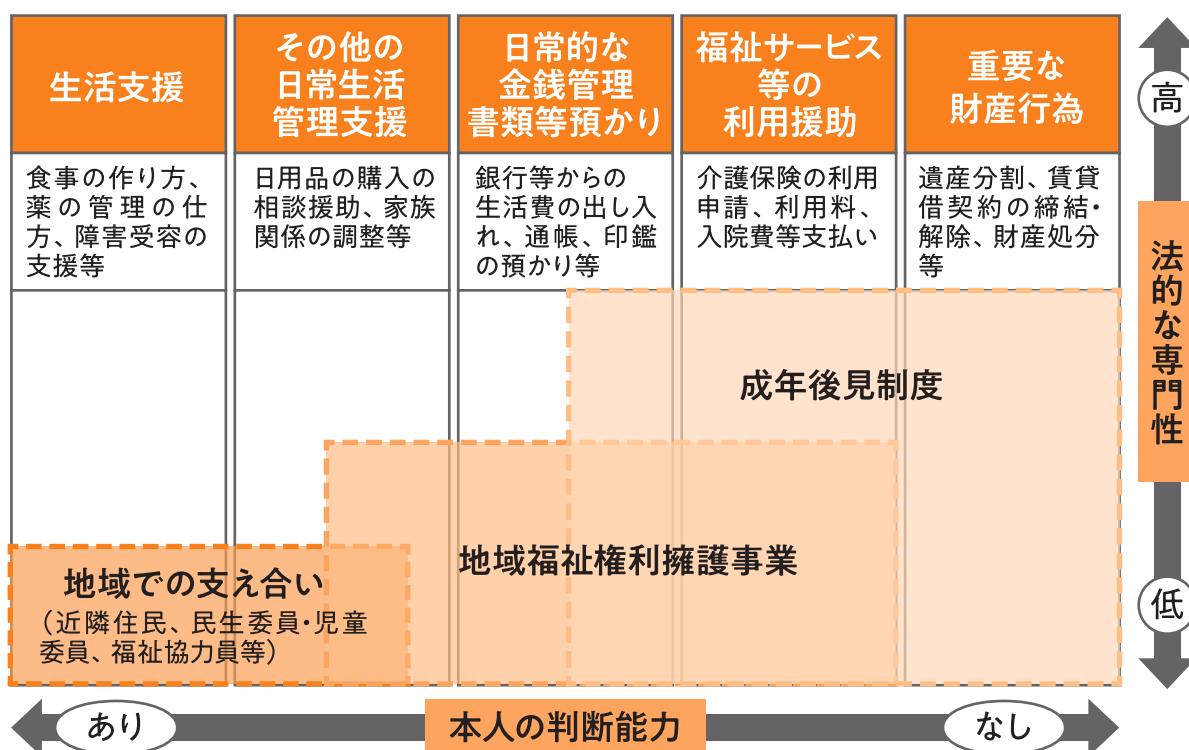
「北九州市の地域福祉
2021～2025」
の関連項目

- ◆ 地域で暮らす、すべての人の人権の尊重
- ◆ 判断能力が不十分な人への支援
- ◆ 虐待・暴力の予防、早期発見から支援へつなげる環境づくり

助け合いのしくみの充実

北九州市社協の主な取り組み	
権利擁護・市民後見センター (権利擁護課)	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域福祉権利擁護事業の実施 ● 法人後見事業の実施 ● 地域福祉権利擁護事業と成年後見制度との連携 ● 地域福祉権利擁護事業と生活困窮者自立支援事業との連携 ● 権利擁護関係機関、専門職との支援のネットワークづくり ● 権利擁護の担い手(支援員)の確保・育成 ● 市民後見人の養成・活動支援 ● 出前講演、イベントによる権利擁護の理解促進 ● パンフレット・リーフレットの作成・活用 ● 権利擁護セミナーの開催
地域支援課	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域における「知的、精神障害のある人の支援(権利擁護)」についての学びの場づくり <ul style="list-style-type: none"> ・活動者や地域住民への啓発講座 ・福祉協力員や民生委員・児童委員に対する研修
区社協(区事務所)	

◆ 地域福祉権利擁護事業と成年後見制度等の援助内容・範囲



基本目標 ③ 一人ひとりの困りごとを助け合おう

4 社会参加・自立をすすめよう



仕事に関することやお金のやりくり、家族関係などの生活基盤の困りごとや加齢に伴う体力の低下や活躍の場の喪失など、その人らしい社会参加や自立を妨げる要因は様々あります。困りごとを複合的に抱えたり、制度の狭間に陥りどこに相談すればいいのか分からなかったり、自ら助けを求めたりすることができない人もいます。

課題を抱えた人の社会参加や自立を一緒にすすめていく上では、課題解決の支援とともに、その人や世帯が孤立することなく、それぞれに合った地域や社会とのかかわりを築いていく必要があります。

そのため、中高年から高齢者を対象に健康づくりやボランティア活動、介護予防が身近な地域でできるよう、各種の取り組みを進めます。障害のある人やひとり親家庭の人へは、貸付制度の運用などにより、社会参加・自立の支援を行います。

生活基盤の困りごとを抱える人へは、生活困窮者自立支援制度において、本人が早めに助けを求めることができるよう、制度の理解促進を図り、関係機関・団体と連携しながら、生活に困窮する世帯への適切な支援に取り組みます。

地域において目指すこと	
地域住民	<input type="radio"/> 本人・世帯の状況に応じた社会参加 <input type="radio"/> 生活困窮者支援への理解・協力
校(地)区社協	<input type="radio"/> 高齢者地域交流支援通所事業等の参加や周知協力
地域 ・自治会・民児協 ・老人クラブ ・婦人会 など	<input type="radio"/> 生活困窮者支援への理解・協力 <input type="radio"/> 生活困窮状態にある住民の把握や適切なつなぎ
社会福祉施設 ・事業所	<input type="radio"/> 社会福祉施設・事業所の機能を活かした生活困窮者への支援 <input type="radio"/> 障害者(児)・ひとり親家庭交流事業の実施・支援 <input type="radio"/> 介護支援ボランティアの受け入れ
NPO・ボランティア団体	<input type="radio"/> ボランティア活動等、多様な住民の活躍の場の提供
企 業	<input type="radio"/> 多様な働き方の場の開拓 <input type="radio"/> 障害者就労支援施設製品等の活用

「北九州市の地域福祉
2021~2025」
の関連項目

- ◆ 制度の狭間にいる人や地域で孤立している人などに支援が届く体制をつくる
- ◆ 地域における健康づくり活動の推進

助け合いのしくみの充実

北九州市社協の主な取り組み	
自立支援課	<ul style="list-style-type: none">● 生活困窮者自立相談支援事業の実施● 地域福祉権利擁護事業との連携● 生活福祉資金貸付制度の運用 (低所得世帯・障害者世帯・高齢者世帯)● 潜在保育士の保育所再就職・復帰支援資金貸付事業の運用● ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の運用● 出前講演等による生活困窮者支援の理解促進
生活福祉課	<ul style="list-style-type: none">● 高齢者地域交流支援通所事業の実施
北九州市ボランティア・市民活動センター(活動推進課)	<ul style="list-style-type: none">● 介護支援ボランティア事業の実施
財務企画課	<ul style="list-style-type: none">● 障害者就労支援施設製品等の活用促進● 社会福祉施設利用者のスポーツイベント等の参加機会提供
区社協(区事務所)	<ul style="list-style-type: none">● 出前講演等による生活困窮者支援の理解促進● 高齢者地域交流支援通所事業、介護支援ボランティア事業の周知

◆「高齢者地域交流支援通所事業」

市内に居住する在宅の65歳以上の高齢者のうち、要介護状態等になるおそれの高い方に対して、出来るだけ長く地域で自立した生活ができるよう、市内50カ所の市民センターにおいて、介護予防や自立支援のためのプログラムを提供しています。

また、プログラムの運営を担う支援員や指導員が、利用者の認知機能の低下やうつ予防の観点から利用者の状況把握に努め、きめ細かい見守りや助言を行っています。

◆「介護支援ボランティア事業」

市内に居住する65歳以上の高齢者が、特別養護老人ホーム等の介護保険施設・事業所で、入所者の話し相手や芸能披露等のボランティア活動を行った場合にポイントが付与され、貯まったポイントを換金又は寄付することができる事業です。

事業を通して、高齢者の社会参加や地域貢献による生きがいづくりにつながるとともに、新たなボランティアのきっかけづくりにもつながっています。

基本目標 ③ 一人ひとりの困りごとを助け合おう

5 災害時に備えよう



近年は、異常気象にともなう集中豪雨や、台風の巨大化による風水害が全国各地で頻発しています。これまで比較的災害が少ないと思われていた北九州市においても例外ではなく、平成30年7月豪雨では残念ながら人的被害も発生してしまいました。

自然災害に向かい合っているのは、住民や地域団体、企業、行政などの地域社会全体です。そのため、こうした多様な主体がそれぞれの特徴を活かし、状況に応じて柔軟に連携しながら、総合的な防災対策に取り組んでいく地域社会を構築し、災害から命を守りぬいていくことが重要です。

「北九州市地域防災計画」(北九州市防災会議)においても、次の方針が示されています。

①自助意識の醸成

“自らの命は自らが守る”という住民の「自助」意識を育み、日常からの備えや防災訓練への参加、避難場所の確認など、住民の主体的な防災対策を促進する。

②共助の風土づくり

日頃からの隣近所の付き合いを大切にした地域づくりを進め、自主防災組織の強化や、高齢者などの支援といった地域住民が助け合う「共助」による防災対策を促進する。

③公助の推進

北九州市の各部局をはじめとする防災関係行政機関が協力しながら、地域や企業等との連携の工夫や、災害想定に基づいた効果的な防災施設の整備、避難計画の策定・周知など、実効性のある「公助」の取り組みを推進する。

本計画においても、「北九州市地域防災計画」の推進を図るとともに、日頃の見守り活動を活かした避難行動要支援者の把握や支援体制の充実を図る「災害時の福祉救援体制づくり」や災害時のボランティアコーディネート及び災害ボランティアセンター設置・運営を円滑に進めるための体制づくりを進めます。

地域において目指すこと		
地域住民	<input type="radio"/> 自助意識の醸成	<input type="radio"/> 共助の取り組みへの参加
校（地）区社協	<input type="radio"/> 地域住民及び組織内での自助意識の醸成に関する啓発 <input type="radio"/> 共助の取り組みの推進 <input type="radio"/> 災害時の福祉救援体制づくりの推進 ・関係機関・団体との連携 ・要支援者の把握と避難行動計画作成 ・要支援者ごとの見守り担当者の決定 <input type="radio"/> 災害復興時のニーズ把握	

助け合いのしくみの充実

地域において目指すこと	
地域 団体 ・自治会・民児協 ・老人クラブ ・婦人会など	<input type="radio"/> 組織内での自助意識の醸成に関する啓発 <input type="radio"/> 校(地)区社協と協働した共助の取り組みの推進 <input type="radio"/> 災害復興時のニーズ把握
社会福祉施設・事業所 NPO・ボランティア団体	<input type="radio"/> 組織内での自助意識の醸成に関する啓発 <input type="radio"/> 共助の取り組みへの理解促進、連携 <input type="radio"/> 専門性を活かした災害復興時の支援・協力
企 業	

「北九州市の地域福祉 2021～2025」 の関連項目	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 災害時の助け合いのしくみづくり ◆ 避難行動要支援者の把握・見守りの体制づくり ◆ 福祉避難所の設置 ◆ 災害ボランティアセンターの設置・運営のためのネットワークづくり
-----------------------------------	---

北九州市社協の主な取り組み	
総務課	<input type="radio"/> 市社協の防災体制の確立
施設部	<input type="radio"/> 戸畠駅前地区防災相互応援協定の推進 <input type="radio"/> 火災避難訓練、地震避難訓練の実施
地域支援課	<input type="radio"/> 自助意識の醸成及び共助の取り組みへの支援 ・校(地)区社協の災害時の福祉救援体制づくりの支援
区社協(区事務所)	<input type="radio"/> 「地域における公益的な取組の推進に関する協定」締結団体との協働の促進
北九州市ボランティア ・市民活動センター (活動推進課)	<input type="radio"/> 「災害時相互協力協定」締結団体との連携の促進 <input type="radio"/> 災害ボランティアセンター設置・運営訓練の開催 <input type="radio"/> 災害ボランティア登録者の拡大
北九州市社会福祉 ボランティア大学校(研修課)	<input type="radio"/> 災害ボランティアの養成及びフォローアップ

◆「戸畠駅前地区防災相互応援協定」

JR戸畠駅、イオン戸畠店、福岡銀行戸畠支店、本会の4者間で、「戸畠駅前地区防災相互応援協定」を締結することで、公共交通機関を利用されている帰宅困難者の受け入れや、物資の供給を迅速かつ円滑に行える体制をとっています。

◆「災害時相互協力協定」

平成27年度より、市内の経営者団体や労働組合、生活協同組合等との協定を進め、定期的な連絡会を開催するとともに、当会が行う研修等にも参加をいただき、有事に備えた連携体制づくりを継続して行っています。

基本目標 ③ 一人ひとりの困りごとを助け合おう

6 活動のための財源をつくろう



地域福祉活動の財源には、自治体からの補助金・委託金をはじめ、活動団体への賛助会費や寄付金、収益事業による自主財源、共同募金配分金などがあり、例えば、地域福祉活動の一つである「ふれあいネットワーク活動」にも、会費や寄付金、自主財源や共同募金配分金が充当されています。

そこで、地域福祉活動を安定的・継続的に進めることができるように、これらの財源を確保する取り組みを進めます。

また、地域福祉活動に対する寄付や協賛が地域に根付くためには地域福祉活動に対する市民の理解と賛同を得る必要があります。そのために、市民が本当に必要としているニーズに沿った活動を推進し、その活動が市民一人ひとりにとって役立つものであるという意識の醸成を図れるよう取り組みます。

地域において目指すこと	
地域住民	<input type="radio"/> 活動団体への賛助会費や寄付金等への協力 <input type="radio"/> 地域福祉活動の財源確保への理解と協力
校(地)区社協	<input type="radio"/>
地域団体 ・自治会・民児協 ・老人クラブ ・婦人会など	<input type="radio"/> 活動者(団体)への賛助会費や寄付の周知と協力 <input type="radio"/> 地域における収益事業への取り組み <input type="radio"/> 共同募金活動の周知と協力
社会福祉施設・事業所	<input type="radio"/>
NPO・ボランティア団体	<input type="radio"/>
企業	<input type="radio"/>

「北九州市の地域福祉
2021～2025」
の関連項目

◆ 地域での活動を続けることができる環境づくり

北九州市社協の主な取り組み	
全部署	<input checked="" type="radio"/> 社協活動PRによる賛助会員加入促進
区社協(区事務所)	<input checked="" type="radio"/> 社協活動PRによる賛助会員加入促進 <input checked="" type="radio"/> 寄付等の呼びかけ <input checked="" type="radio"/> 共同募金会の各区支会と協働した啓発活動の実施

助け合いのしくみの充実

北九州市社協の主な取り組み	
財務企画課	<ul style="list-style-type: none">● 寄付等の呼びかけ● 新たな収益事業の検討・実施● 効果的な資産運用の検討● 共同募金活動の広報啓発への協力● システム導入等による法人全体の事務の効率化・経費削減● 行政への事業に対する公費補助の要望

◆「北九州市社会福祉協議会賛助会員」

賛助会員とは、北九州市社会福祉協議会が行う活動にご賛同いただき、活動を財政面で支えてくださる個人及び企業・法人のことです。

ご賛同いただいた賛助会費は、北九州市社会福祉協議会の行う事業、155の校（地）区社会福祉協議会の活動支援、高齢者・障害のある方等への支援等に活用されています。

◆「赤い羽根共同募金」

赤い羽根共同募金は、敗戦による深刻な社会的・経済的混乱の中で、昭和22年に親をなくした子どもたちの支援等を目的として始まりました。

赤い羽根共同募金の特色は、「じぶんの町を良くするしくみ。」として、寄付金が「寄付された地域で活用される福祉財源」となることです。寄付された地域で支援を必要とする子ども・障害のある人・高齢者をはじめ、ひとり親世帯、生活困窮世帯などの支援に活用されています。また、近年頻発する自然災害での被災者復興支援や新型コロナウイルス感染下での子どもや居場所を失った方への緊急活動応援等にも役立てられています。

